

○ 宮島部会長

事務局はいかがですか。

○ 木倉年金課長

新しいデータを付けておりますが、近年の傾向について、我々としてどういうことが影響するかまで分析ができていないわけではありません。確かに資料1の雇用と年金研究会の資料に比べまして資料2-2の20ページの女性の方、その実線の下の方の40代、これは元年よりも率としては下がっております。ですから、雇用者は実際に上に伸びておりまして働いている方自体は率が高まっておりますが、適用の比率としては元年よりも下がっているということは事実としてございますので、上の19ページの棒グラフのようなことが生じております。これは先程のアンケートに出ている意識の問題はあろうかと思いますが、やはりそういう方々にも被用者としての年金保障を是非考えていくべきではないかということで御提案をさせていただきます。

○ 宮島部会長

大澤委員の意見は、要するにこういう統計資料を見る限りにおいては現在の制度の影響が出てきているものと解釈するというところにまで及ぶのでしょうか。

○ 大澤委員

労働市場に対して制度というのは受け身なのか、むしろ制度があることによって労働市場のファンクションをゆがめている部分があるのではないかと。非常に大雑把に言えば、そういう問題意識です。

○ 宮島部会長

ほかにございますでしょうか。

○ 井手委員

第3号被保険者縮小案のところで御質問させていただきたいのですけれども、約1,000万という人数が何か所か出ているんですが、私が今までいただいていた資料からすれば、3号被保険者の数といったときに頭に浮かぶのは1,150万くらいということです。2001年3月末の数字ですと1,153万で、そのうち女性が1,148万という数字がございましたので、この1,000万という数字が、それよりも更に新しい、例えば2002年3月末時点というような意味合いがあるのかどうかということを確認させていただきたいのが1点でございます。

それから、先ほどの御説明の中で、短時間労働者への適用をすることによって3号被保険者の縮小部分が約6割になるというような御説明があったかと思いますが、3号被保険者の中で今、収入がある人とない人はどこを見ればわかるかということがわからなかったです。先ほど短時間労働者の関係で参考資料2-2の18ページに公的年金等加入の有無別パート労働者割合として、パート労働者の約3割が厚生年金に加入しているというところがありました。この中で、左から2番目の30.6%という数字が、配偶者の加入している厚生年金、共

済年金の被扶養配偶者になっているということで3号被保険者であるということだと思いますが、いわば短時間労働者1,200万人の中で30.6%が3号被保険者であるとする、360万人くらいが全てこの適用拡大によって3号から消えるということなのか、そうだとすると、1,000万か1,150万の中で縮小されるのはそれくらいの数で、むしろ縮小されない部分の方が大きいのではないかと思います。その認識が違っているのかどうかを御質問させていただきたいと思います。

女性と年金検討会の資料の中に3号被保険者の実態という資料がございまして、その中で少しでも収入のある人の割合が約30%であったという資料がございまして。そうすると、3号被保険者の中で7割の人は全く無業であるのか、3号被保険者の中での収入があるなしの比率についてどの辺りの数字を見たらよいのかについて教えていただきたいと思います。

○ 木倉年金課長

最初の3号被保険者の人数ですが、約1,000万とか1,000万余りというのは大雑把に申し上げておりますけれども、社会保険庁の事業年報の方ではやはり御指摘がありましたように13年3月末ですと3号は1,150万人程度ということでございまして、13年度ベースのものも大分出ておりますが、いずれにしてもこの数字を前提にして大雑把に申し上げると1,000万人ということでございます。

それから、約6割というような申し上げ方をしましたのは、資料2-2の24ページに時間と年収とを組み合わせた図を付けておりますが、そこで、30時間未満が55.3%ということで挙げてございまして、20時間以上25時間未満が19.9%、25時間以上30時間未満が14.9%、この2つを足しますと、55.3%に対する割合は60%余りになります。パートに出ている方のうちで3号の方の時間数の分布が仮にこのような全体と同じような分布であるとすれば、こういうことだということで大雑把に申し上げたわけでありまして、3号の方全体、千百何万人の中でパートに出ている方というのは現実には少ないわけでありまして、パートに出ている方の中で仮にこのくらいの時間数を働いているとすればパートの6割は適用されるということでも、やはり縮小される割合は全体に対しては小さいものであることは間違いないということでございます。

今日は、この辺の数字を具体的にお示ししておりませんが、公的年金等加入状況調査で見ますと、3号の方で全体で400万人くらいの方が20時間で拾いますと適用されるのではないかと雇用と年金研究会のときの試算で見させていただきました。その中身をまた見ていただきたいと思いますが、3号の方でパート適用される方は400万人中二百数十万人程度になるのではないかとという粗い推計はしております。1,200万という大きな数字に対しては、その範囲の2号として適用を受ける方というのは実際にはこのようになっているということでございます。

○ 井手委員

縮小といっても、その幅がさほど大きいわけではないということで考えてよろしいですか。

○ 木倉年金課長

あくまでもパートに出ている方の中で適用するということでございます。

○ 小島委員

質問ですけれども、雇用と年金に関する研究会の報告では、年収要件と時間要件のいずれかに該当すると396万人が適用拡大になります。これはあくまでも今の強制適用事業所を前提にした数字だろうと思います。短時間労働者に対して厚生年金の適用拡大をしていくということになれば、5人未満事業所あるいは未適用業種でフルタイムで働いている人たちをどうするかということも当然関わってくるだろうと思います。それをどうするかという議論がありますけれども、その辺はどう整理したらいいのでしょうか。

○ 木倉年金課長

この雇用と年金研究会の資料は27ページの上辺りに付いておりますように、適用事業所を前提に置いた推計しているということは事実でございます。

小島委員から御指摘のあった今の非適用の事業所は、業種、それから個人事業所の場合の従業員5人未満でございます。60年の改正のとき、法人の事業所につきましては規模を問わず、あるいは業種を問わずに全部適用ということで進めさせていただいたわけでございますけれども、個人につきましては実際の適用の実務の問題、実際の事業所の把握の問題があります。法人であれば台帳等で把握することができますが、個人の場合はどの様に事業所をとらえるのかという問題ですね。それから、非適用の事業所につきましては、その事業を被用者年金という面から見た場合にそのカバーの対象と見られるかという問題が、ずっと継続して議論しなければいけない点として残っております。これは現実の適用の可能性との問題、負担の可能性の問題の中で、私どもにとっては特に議論いただきたい点でございます。

○ 宮島部会長

それは御指摘のとおりですね。ほかにどうぞ。

○ 堀委員

先ほどの2つ目の質問への答えが余りよくわからなかったので、もう少し詳しく私の疑問を申し上げます。資料3の13ページですが、A-1案の一番左上の図を見ると、60歳まで妻が3号被保険者になっています。しかしながら、基礎年金の給付あるいは老齢厚生年金の給付を受けるためには、少なくとも2号として保険料を払ったものとみなすということが法的には必要ではないかと思うのですが、そこは詰まっていないというお答えだったのでしょうか。

○ 木倉年金課長

納付をしたものと擬制をするということでございますので、そのような規定を置いた上でその負担を擬制し、給付の計算に結び付けるというふうな置き方をしなければいけないとい

うことで議論はしております。それは完全にまだ整理し切れてはいないということで申し上げます。

○ 堀委員

2号被保険者とするのか3号被保険者とするのかという質問なのですが、ここでは擬制はするにしても3号のままという案ですよ。

○ 木倉年金課長

負担や給付を被扶養者のままで発生をさせるのか、それとも特例被保険者的なものとして発生させるのか、ここも同時に議論が必要ですが、今のところここでは3号とわかりやすく表現をさせていただいております。

○ 宮島部会長

これは現状の制度に即した説明なので、仮に制度を変えたときにどういう位置付けにするのかということまではまだ必ずしも詰めて議論しているわけではないということでしょうか。そういう意味の説明ということだそうでございます。

ほかにいかがでしょうか。今日はもちろんデータの問題もありますけれども、厚生年金適用拡大も、第3号被保険者の見直しについても事務局の方では幾つかの案を用意して、それにも幾つかのオプションが更に付いてはおりますが、その基本的な考え方は、年金制度の中で言えば給付・負担のまさに構造問題ですから、できれば今日のうちにも基本的な方向性なり、幾つかの案についての御感想なりをいただいております方がよろしいのではないかと思います。もちろん次回少しきちんとご意見をいただきたいと思いますが。

○ 岡本委員

次回以降の議論になると思いますが、今、部会長の方から多少の意見もということでしたので、神代先生から御説明いただきました雇用と年金に関する研究会報告についてお教えいただきたいのですが、この中の4ページで年収65万円を上回るものについてはその労働時間にかかわらず厚生年金を適用することが考えられると、これは一つの考え方として提示しておられます。それで、5ページで、適用事業所から65万円を超える賃金を得る一方で、それ以外の自営業収入等が大半を占めるケースや、適用事業所における勤務実態は極めて少ないにもかかわらず年収が65万を超えるケースなど、更に検討すべき課題があるということについても御指摘があって、今、幅広く議論をさせていただいているということで理解しております。

被用者年金ということからいいますと、もともと雇用契約は従来は1年未満か、期限の定めのない社員ということで労働基準法が定められていたわけですが、それが最近多様化してきているということだと思います。その結果、労働を提供して報酬があるという契約をし、労働を提供し、報酬があり、そういうことで企業なり産業なり経済に貢献のあった方々を、企業が応分にサポートしていくというのがもともとの被用者年金の理念であったと私は理

解をしております。その辺の理念も当然、世の中の変化とともに変わってきて、こういう65万の収入があればという議論が出てくるわけですが、もともと私はそういう意味から言うと収入だけで受給を決めるということは、従来の被用者保険という理念との関連でどのように理解をしていけばいいか、あるいはそれをどのように変えていこうという議論が必要なのか、その辺りにつきましてどんな御意見があったのか、理解を深めたいと思いますので、質問をさせていただきたいと思います。

○ 神代部会長代理

その辺は最初の御報告で申し上げたように、例えば弁護士のようなケースなど、いろいろと考えられるかと思えます。ですから、いろいろな問題があるということを指摘したので、完全にこれでうまくあてはめ切れるとは考えていません。

ただ、基本的な方向としてはやはりパートタイムについて議論をしていて、先程指摘されたような厚生年金の被保険者比率の問題などありまして、それに対してどういう対応をするかということを基本的には考えないといけないと思えます。賃金収入と非賃金収入に関してのいろいろな問題は、まだ十分議論されていません。

○ 宮島部会長

今日の事務局の資料でも、被用者年金としての位置付けの問題ということは指摘されておりまして、収入基準などを考えるときに被用者年金制度との関わりでどう考えるかということが大きな問題であることは既に指摘されていると思えますので、これは当然次回きちんと議論をする必要があるだろうと思っております。

ほかにいかがですか。

○ 山口委員

次回に向けては、短時間労働者への厚生年金の適用を拡大していくということで、より方向性よりも明確に出るような議論を希望いたします。パートタイマーであるとかサラリーマンであるといった働き方や身分に関わりなく、被用者としての保障がされるようにということで整理して、短時間労働者に適用拡大するべきだとした中間報告については大変敬意を表したいと思いますし、そういう意味では方向性は明確になっていると私は認識しているんですが、議論をしていきたいと思えます。

ただ、そういう方向性を明確にしたいという背景には、いろいろな心配事といえますか、整理しなくてはいけないことがあると思うんですけれども、そういったことがたくさん出てきますと実現するのが難しいというようなことになりがちなので、短時間には適用拡大するんだと、それで、もっとシンプルに、そのために最小限、今の段階でそれに向けて整理しておかなくてはいけないことは何なのかというような課題の挙げ方できたらいいかなと思えます。

また、短時間労働者の適用拡大という方向性と比べると、やはり第3号被保険者をどうし

ていくのかという方向性は、なかなかいろいろな問題が多いという整理が主になってしまって、本当に次のステップに進めるのかという疑問が残ってしまいます。私自身は第3号においては今まで先送りしてきたという印象を持っていますので、ここの部分は整理しておかないともう次の段階にいけないんだ、先送りはこれ以上できないんだというような視点が短時間労働者の適用拡大に比べると第3号に対しての表現は弱いかなと思っています。同じような姿勢で今回の改革の中で整理をしていくべきだと思っているという意見表明でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。では、山崎委員どうぞ。

○ 山崎委員

3号被保険者問題で夫婦の年金権分割案が出ているわけですが、今日御説明いただいたものは第3号被保険者、つまり片働き世帯についての分割の説明でしたが、論理的には共働きについても一旦は議論をしておかないといけないんじゃないかという気がします。というのは、厚生年金の適用を拡大して20時間働けば妻が2号被保険者になるのに対し、19時間労働で収入が低ければ第3号被保険者、被扶養者になりますが、年金分割というのは後者に限定されるとなると、妻自身の年金は、後者の方が有利になる可能性があります。

ですから、現実に可能かどうかは別にして、片働き世帯だけではなくて共働き世帯についてもこの年金権分割ということ一度考えてみななければいけないのではないかという気がします。いかがでしょうか。

○ 木倉年金課長

ここでは3号問題の関係で負担と給付の関係を対応させたいかがですかということで整理をしたわけですが、おっしゃるように当然年金分割論では1号-2号間、あるいは2号被保険者同士の問題もあろうかと思えます。個人単位での給付と負担を考えた場合に、働き方に応じた負担、働き方に応じた給付というときに、どこまで公平を考えていくのかという点は我々も内部で議論をしてもなかなか方向を見出せないで、その辺をまた御議論いただきたいと思います。それはまた離婚時の問題にも関わってきます。

○ 堀委員

その問題を私も考えてみました。共働きの場合も足して2分の1にすることなんです。夫と妻が別の制度で、例えば夫が厚生年金で妻が共済年金といった場合、費用負担はなかなか難しい問題だという感じを受けました。

○ 宮島部会長

多少時間が迫ってまいりました。私としてはできればこういう短時間労働者への厚生年金の適用の問題なり、第3号被保険者の問題について道筋を何とかつけることが必要だろうと思っています。

ただ、実はこの2つは非常に関連しているところがあります。例えば今のお話のように、一方で短時間労働者について厚生年金の適用拡大をいたしますと、従来と違って共働き世帯というのが随分バラエティに富んだものになってくる可能性がある。そうすると、今のような第3号問題に限定して解決していく発想で考えられた年金分割案などに波及してくる可能性も出てきます。ですから、道筋をつくるときにも両方合わせて考えていく必要が出てくるのではないかと考えております。

今日取り上げたこの2つの問題は、さっき私が構造問題と申し上げましたが、要するに単位の問題ですね。世帯とか個人とか、あるいは被保険者全体とか、そういう給付と負担の単位を完全にそろえると実態がうまく合わない面があり、かといって擬制的なやり方をすると当面は対応できるかもしれないけれども、しかし、それが本格的な意味での解決なのかと言われると、確かにそうでないという面もあると思います。

それから、この2つの問題と関連して世帯の考え方自体も変わってくるということもありますので、何とか道筋をつけていくことはしたいと私は思っております。その点を踏まえて委員の方におかれましては、次回に向けまして特に短時間労働者への厚生年金適用の問題と、それから第3号被保険者問題につきまして忌憚のない御意見を伺いたいと思っております。

それから、先ほど申しましたように、事務局の方には相当苦勞をしていろいろな考え方を整理していただきました。実際の制度として考えますと、先ほどの障害年金の場合でありますとか、妻の年齢が上の場合とか下の場合とか、幾つかのケースで違いが出てくるということで、かなり注意深い形で一つの制度設計の例を示していただきましたけれども、制度設計の仕方としてはそれだけに限定されるとは私は思っておりませんので、そういう意味でも委員の方々からもう少し別の考え方もお聞きできればと思っております。

それでは、一応今日のところのこの2つの議題に対する質疑はここで終わりにさせていただきたいと思いますが、今日発言されなかった方々でどうしてもまだ発言しておきたい方はいらっしゃいますでしょうか。

○ 大山委員

資料2-2の19ページに雇用者数と被保険者数の関係があるんですが、これでいくと現在被用者保険に入っていない方は1,600万人です。先ほどから出ているパートへの適用拡大はこの関係から見ても早急にやる必要があると思いますけれども、その効果が400万人ということになるとあとの1,200万人くらいの人たちは一体どういう人たちなのか、できれば後で資料か何かいただいて、その上で次回に意見をお出ししたいと思います。

○ 宮島部会長

わかりました。今、大山委員から資料の追加の要請がございました。今、御説明いただくよりも、少しそれに合わせた資料を作っていただいて、間に合えば事前に大山委員に示していただければと思います。

○ 木倉年金課長

わかりました。9月のときにも御指摘があって、20歳から60歳で見た雇用者と被保険者の違い等を一度お示ししましたが、また見ていただきたいと思います。

○ 宮島部会長

それでは、時間があと5分ほどになってしまいましたけれども、先ほどお話ししましたように次回もこの問題について少し詰めた議論をしていきたいと思っております。これはなかなか難しい問題でもありますので、是非皆さんの御意見を伺いたいと思っております。それで、次回の日程はまだ決まっておりますが、皆さんのペーパーをできれば次回の会議の少なくとも数日前くらいまでには事務局の方へお寄せいただくようお願いいたします。

それから、今日の議題ではございませんが、経済財政諮問会議で最近、特に年金問題あるいは社会保障の問題につきまして、かなり集中的な審議が始まりましたので、その状況につきまして総務課長の方から少し御説明いただきたいと思っております。

○ 高橋総務課長

では参考資料3-1、3-2、3-3、3-4を用意させていただいておりますが、全体はお時間があるときに御覧いただくとして、特に参考資料3-1について御説明を申し上げたいと思います。

今までの経済財政諮問会議の流れを申し上げますと、今、経済財政諮問会議は現内閣発足以来の構造改革プログラム全体の推進及びフォローアップ作業の他、国と地方の問題、それから年金を中心とした社会保障の問題、大きいテーマとしてはその2つの問題を現在抱えているということでございます。年金を中心とする社会保障につきましては、4月1日の経済財政諮問会議で論点整理が、それから16日に改革の在り方に関する民間議員及び関係各省の意見が示されたということでございます。4月16日の資料は今日お配りをしているものでございます。

全体の詳細は省きますが、参考資料3-1をいただきたいと思っております。参考資料3-1の3ページ以下の参考、特に4ページの試算は民間議員というよりは、内閣府において私どもの試算をもう少し経済前提を変えて計算し、更に、内閣府の持っているマクロモデルに全部接合いたして、2025年における政府支出全体の国民負担率をはじき出したというものでございます。

17日の新聞でも報道されましたが、潜在的国民負担率、これは通常の国民負担率である租税と社会保険の負担に、政府赤字も含めている数字でございまして、2025年における潜在的国民負担率が幾らになるかという計算をしているものでございます。その前提として、年金制度及びその他の社会保障について5つの選択肢を示しているということでございます。これは年金とか社会保障だけをいろいろ見直して国民負担率を変えようという意図ではないと説明が出ておりますけれども、今の議論の焦点が社会保障なので、それを中心にして国民

負担率を見ているものだということでございます。

この試算結果の一番左が現状維持型で代替率59%という年金給付水準維持、これは私どもの試算でもこれまでの方式、給付水準維持方式ということで方式1-1で示しておりますが、このやり方そのものでございます。潜在的国民負担率を議論する時の給付水準というのは通常、私どもがいう代替率のことですが、これを59%に維持するのであれば保険料率はどういふふうになっているかというものを計算したということでございます。

最終保険料のレベルは、国庫負担が例えば2分の1の場合ですと22.3%になります。これは私どもの試算では23.1になっております。この違いは経済前提にありまして、注1に書いてございますが、実質経済成長率が1.5、実質金利が2.0、物価上昇率が1.0ということでございます。私どもの前提では物価上昇率は1.0、それから1人当たりの賃金上昇率は物価に対しては1.0でございます。内閣府の方は実質成長率はマクロの経済成長率を使っていますので、人口減少率を引いた後のものだということでもあります。それから、実質金利2.0は私どもの場合には2.25という数字になっております。内閣府から見ますと、成長率は私どもは低目、金利は少し私どもの方が高目になっているということでございます。

それから上の方をもう一度御覧いただきますと、保険料固定方式の場合で、保険料率の上限を20%にした場合には最終的な給付水準は私どもの場合には国庫負担2分の1のケースでは52%でございますが、内閣府のこのモデルケースでは54.1%になっております。この場合には潜在的な国民負担率は59.8です。

このケース2から、年金は同じでございますが、医療と介護について少し伸び率を抑えるというケース3になりますと、医療、介護ほか公共投資なども抑えていますけれども、この場合には負担率が59.8%から54.5%に下がります。それから、今度はもう一回年金に戻りまして、保険料固定方式で最終的な保険料を18%にセットした場合には、給付水準は国庫負担2分の1のケースで47.4%、私どもの場合にはこれは45%でございますが、そこで大体調整が終わるということであり、この場合には潜在的な国民負担率が53.4%ということで、ケース3とケース4にそれほど大きい違いはありません。これは、2025年でございますから調整期間が終わる時期よりも手前です。

それから、支給開始年齢を今後更に2歳上げるという試算を出しております。この場合には調整が早く終わり2050年時点での給付水準は国庫負担2分の1の場合で51%ですけれども、2025年時における国民負担率にはさほど影響はないということでございます。

内閣府の話ですと、年金制度を変えても余り国民負担率に影響は出てこないという感じを持っているということでございます。特にケース2からケース3に移る、やはり全般の歳出の削減がかなり大きくなっております。もちろん年金もそのうちの一つでありますけれども、全般的な歳出によって初めて国民負担率は落ちるといふ計算になっております。

そのほか民間議員提出資料では、幾つか年金の体系論などについて触れている部分がございます。

います。それから、私どもの方からは御覧いただきますように基本的な視点と、制度の体系についての考え方。給付と負担の見直しについてはまだ選択肢を示しているという段階でございますけれども、体系論につきましては財務省の方からは例えばスウェーデンのようなやり方をやってはどうかというような議論は出ていますが、私どもの方からは今すぐの導入はなかなか難しそうだというような資料を付けております。以上でございます。

○ 宮島部会長

経済財政諮問会議の資料、特に民間議員提出の内閣府の試算等が出てまいりましたが、今、御説明があった諮問会議関係の資料につきまして何か御質問はございますか。

今後の経済財政諮問会議はどんな予定であるのかを教えてください。

○ 高橋総務課長

今後、経済財政諮問会議では更に審議が行われる予定になっております。それで、これまで平成13年と14年の6月にいわゆる骨太方針、経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本指針というものを出しておまして、恐らく今年も6月にはこの骨太方針が取りまとめられる見込みでございます。ここが年金についての、特に総論部分でございますが、一つの区切りになるのではないかと考えております。

○ 宮島部会長

どの程度骨太なものになると理解したらいいですか。

○ 高橋総務課長

改革の大枠ということで、余り細かい議論には入ってこないかと思えます。民間議員提出資料には若干そのイメージは出ているのかと思えますが、参考資料3-1をごらんいただきますと、総論としては活力の維持、安心の確保、持続可能な制度ということが出ております。その上で、あとは潜在的国民負担率50%の問題ですが、これは年金だけの問題ではございません。あとは、積立金については、私どもも意味がよくわからないんですが、可能な限り抑制して運用は独立した第三者が行う。こういう大くくりの議論は出ているというところで、大体これ以上の細目については専門の各省と審議会での御議論に任せるといふことだろうと理解いたしております。

○ 宮島部会長

それでは、ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、総務課長から最後に今後のスケジュールを含めてお話をお願いします。

○ 高橋総務課長

今回は最初に部会長からお話ございましたように、引き続き短時間労働者と第3号被保険者について御議論をいただきたいと思えます。開催日時につきましては5月中旬をめどにしておりますけれども、日程を調整の上、改めて御連絡を申し上げたいと思えます。それから、今年の3月より開催をいたしております年金対話集会につきましても引き続き実施を

していきたいと思っております。各回の御出席委員をまとめた一覧表をお手元に追加で配布しておりますけれども、今後こういった形で開催してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては御出席方、よろしくお願い申し上げます。今後の日程については以上でございます。

なお、食事を用意しておりますので、会議終了後もしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、本日はどうもありがとうございました。これで終了いたします。